

## 保育を必要とする事由

保育所等での保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、①から⑨に類する状態として市が認める場合

## 保育料

新制度に基づく幼稚園や保育所などの利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた負担（応能負担）が基本となります。保育料の額は、国が定める基準を踏まえ、市が定

めることとなります。

また、幼稚園などでは、制服代などを市が定める保育料に加えて徴収することが可能です。

## 新制度の給付対象施設と給付対象事業

新制度では、次の施設および事業に対して、公費による給付を行います。

### ◆給付対象施設

給付対象となる施設は、幼稚園、保育所、認定こども園の3施設です。

### ◆給付対象事業

給付対象となる事業は、家庭の保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業です。

※家庭的保育は、3歳未満の子どもを対象に、定員5人以下と家庭的な雰囲気の下で、保育を実施する事業です。

※小規模保育は、3歳未満の子どもを対象に定員19人以下と比較的小規模な環境の下で、保育を実施する事業です。

※事業所内保育は、事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一

緒に保育を実施する事業です。

※居宅訪問型保育は、保護者の自宅で1対1で保育を実施する事業です。

新制度において、給付対象施設、給付対象事業となるためには、施設や事業者が人員配置や面積、管理・運営など施設・事業に必要な基準を満たしているかどうか、県や市の認可と市の確認を受ける必要があります。

新制度などの情報については、今後広報くきや市ホームページ等を通して、市民の皆さんにお知らせします。

詳しくは、広報くきや市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

※子ども・子育て関連3法や新制度、認定こども園等についての詳しい内容は、内閣府のホームページをご覧ください。



子ども子育て新制度

検索

## よくある質問と回答 (Q&A)

**A Q1** 幼稚園・保育所などに入園・入所する手続きはどう変わるの？

幼稚園や保育所などに入園・入所を希望される場合、市に支給認定申請し、保育の必要性の認定を受けていただき、市からは、認定結果に応じた「認定証」を発行します。

認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの中から、それぞれのニーズに合った施設や事業を利用していただきます。

保育が必要な方からの施設や事業の利用申し込みは、市が受けて、利用調整、ニーズに応じた施設や事業の紹介、必要に応じて、あつせんや施設に対する利用要請などを行います。

**A Q2** 現在、幼稚園・保育所などに入園・入所中の場合の手続きはどうなるの？

現在、幼稚園や保育所、認定こども園に入園・入所中の子どもも、市に支給認定申請し、保育の必要性の認定を受けていただきます。

今ある「幼稚園」や「保育所」はどうなるの？

既存の「幼稚園」と「保育所」については、これまでどおり「幼稚園」や「保育所」として継続される場合もあれば、「認定こども園」に移行される場合もあります。「幼稚園」や「保育所」から「認定こども園」への移行は任意とされており、各園が決めることとなります。